

『駿遠へ移住した徳川家臣団』における岡田清直・岡田錠次郎の謎（その6）

The Re-examination on the brief history of OKADA Kiyonao/OKADA Jyojiro in MAEDA's book, vol.6

小栗 勝也*
Katsuya OGURI

(承前、「3. 資料ごとの調査結果」の続き。写真・注の番号も継承)

No.133 の『士族分限』（第四大区第五小区、寄留者名簿、静岡県立中央図書館）は、静岡県立中央図書館の蔵書を確認した。同館の検索機能で「士族分限」の文字で検索すると、『静岡市史編さん資料 117 士族分限』がヒットし、しかも同一名で2種類の資料が示される。1つは原物で、いま1つは複製版である。筆者が同館で見えたものは後者で、それは原史料をコピーして製本した冊子であった。

その資料には奥付の代わりにシールが貼られており、そこには、静岡市史編さん資料、平成17年3月1日（電子複写）、発行・静岡県立中央図書館、製本・（株）静岡コピーセンター、と書かれていた。この発行日はコピー製本版の発行のことで、原史料の発行時期とは関係ない。原史料の発行年については、同館の登録情報で「[192-]」となっているが、その理由は不明である。筆者が見た複製版には、どこにも発行時期に関する情報は記されていない。また、これ以下にも登場してくる「静岡市史編さん資料」の全てにおいて、原史料の出版年が全て「[192-]」で表記されているのも変である。1920年代は大正後半から昭和初期に該当するので、例えば上の士族に関する明治初期の史料とも時期が離れすぎている。従って、この西暦の意味は、史料個々の発行時期を推測で示したのではなく、別に何らかの意味と根拠があるように思われる。しかし、それが何であるかについては筆者には分からなかった。

筆者が見た複製版の話に戻る。扉部分に、原史料の表紙があるが、その中央には「士族分限」と大きな文字で、また、左下には「第四大区五小区」と墨書されている。前田氏は、「第四大区第五小区」と記したが、実物では、小区の箇所に「第」の文字はない。更に、前田氏は「寄留者名簿」という文字を記しているが、原史料の表紙には、このような文字はどこにもない。あるのは、本体3枚目に「他府県ヨリ当地江寄留」という文字だけである。これを以て前田氏は寄留者名簿と記したのであろうか。

この史料の中身は、個人の経歴を記した毛筆の明細短冊のようなものが纏められたものである。全て調べたが、岡田清直・錠次郎の情報はなかった。

No.134 の『第四九区現米東京取調』（明治5年2月、同【＝「静岡県立中央図書館」のこと】）も静岡県立中央図書館所蔵の『静岡市史編さん資料 114 現米東京取調』として存在していることが分かったので、それを見た。これも特別扱いの原史料と、それをコピー製本したものの2種類があり、筆者が見たのは後者の方である。扉にあたる部分に、原史料の表紙があり、その右肩に「静岡県立葵文庫蔵書之印」がある。捺印の下から資料名に相当する表記が4行に亘って毛筆で記されており、それを記すと、「明治五壬申年従二月／（士族扶持東京ニテ請取方出願帳）／現米東京取調／第四拾九区」となる。「／」は改行を示す意味で小栗が記したものであるが、（ ）の部分は、括弧を含め、この文書それ自体にその通りに表記されていた。表紙の中央に大きく書かれているのは「**現米東京取調**」であるから、これが本来の史料名となるべきなのであろう。

これらの情報から前田氏は、冒頭に記した資料名のように書き取ったのかもしれないが、前田氏が記した最後の「東京取調」の部分にある「調」は「願」が正しい。但し、面倒なことには、扉部分の表紙には、もともと「調」の文字で記されていた部分を手書きで「願」の文字に訂正しているのである。もし訂正前の表紙を前田氏が見て書き写したのなら、「調」の文字でも間違いではないことになるので、前田氏の誤記と断定するのは避けたいと思う。

コピー版の奥付シールから書誌情報を記しておく、静岡市史編さん資料、平成17年3月1日（電子複写）、発行・静岡県立中央図書館、製本・（株）静岡コピーセンター、とあり、**No.133**のシールと全く同一である。これにも岡田清直・錠次郎の情報はなかった。

No.135 の『士族扶持東京にて受取出願帳』（同【＝「明

治五年二月」のこと】、同【＝「静岡県立中央図書館」のこと】は、この史料名では県立中央図書館の蔵書検索で何をどうやっても見つけることができなかった。他の図書館、公文書館の検索でも同じであった。前田氏が見たのは静岡県立中央図書館の所蔵文書であるというのであるから、そこになければ他を探しても無駄であろう。これについては所在不明というのが今回の結論である。

但し、上記No.134の所で記したように、No.134には前田氏が記す文書名の他に、「士族扶持東京ニテ請取方出願帳」の文字が記されていた。この部分は県立中央図書館の登録情報には記されていないので、検索ではヒットすることはない。それでも事実として、この文字が表紙に記された文書が存在していることに変わりはない。しかもこの部分は、前田氏がここで記す文書名と酷似している。

もしかすると前田氏は、No.134の史料について「第四九区現米東京取調」と「士族扶持東京にて受取出願帳」という2つの情報をメモ（それぞれに誤記のあるメモ）していたものを、後になって異なる別々の史料と誤認して、2つの参考文献として自身の著書に記してしまったのではなかろうか。そうであるならば笑い話の類として、所在不明の問題は解決できるのだが、そうでない可能性もある。それゆえ今回の調査結果報告では、No.135の文書は見つけられなかったけれども、前田氏が誤解してNo.134を2つの文書として誤記した可能性も考えられることを併記しておきたい。

No.136の『家禄証書案』（明治6年、同【＝「静岡県立中央図書館」のこと】）は、No.133、134と同様に、静岡県立中央図書館で「静岡市史編さん資料」として所蔵されており、それを確認した。これも原史料とコピー版の2種類があり、そのうちの筆者は後者を見た。なお、この史料は上下2つで構成されており、同館での登録情報で示すと『静岡市史編さん資料 115 家禄証書案(上)』と『静岡市史編さん資料 115 家禄証書案(下)』の2つになる。「115」の数字は両方とも同じである。奥付にあるシールは日付を含めNo.133、134と同一であったので、ここでは略す。

これも扉部分に原史料の表紙がコピーで置かれている。そこには、「静岡県立葵文庫蔵書之印」が右肩にあり、その下から史料名に相当する表記が毛筆で記されている。それを記すと、(上)は「明治六癸酉年一月／家禄証書案(上)／家禄係」（「／」は改行を意味し小栗が付したもの）と3行で記され、(下)は「家禄証書案(下)」と1行のみで記されている。但し、(下)は扉の裏側にペン書きで、「明治六年一月／家禄証書案／家禄係」と記されている。この史料においては、(上)の中に「岡田義徴」が、(下)には「岡田兵口郎」（口は判読難の文字）と「岡田 信」があったが、岡田清直・錠次郎の情報は何もなかった。

No.137の『家禄奉還進給類関係書類』（明治31年、同【＝「静岡県立中央図書館」のこと】）も静岡市史編さん資料の1つとして静岡県立中央図書館に所蔵されており、筆者はそこで確認した。但し、前田氏が記す文書名のうち「進給」の文字は「追給」の誤記であり、「類」は「願」の誤記である。また、文書名の最後に「綴込」の文字が記されている。さらに前田氏は何も記していないが、この史料は(一)から(四)までの全4冊で1つのセットになっている。同図書館の検索結果では、『静岡市史編さん資料 116 家禄奉還追給願関係書類綴込』として〔1〕～〔4〕がヒットする。しかも、ここでも1つずつについて特別扱いの原史料とコピー製本版の2種類が存在しており、筆者が見たものは後者の方である。

これらに貼られた奥付シールはNo.133のものの一部が異なり、「静岡市史編さん資料」、「発行：平成17年2月28日（電子式複写）」と記されていた。他の発行所と製本先の情報は上記シールと同じであった。図書館の登録では明らかに「静岡市史編さん資料」であるが、なぜかシールには「静岡県史」の文字がある。貼るべきシールを間違えたのではないかと思われる。

次に、コピー版の扉部分に置かれた原史料の表紙を、初めの1冊目について記すと、右肩に「静岡県立葵文庫蔵書之印」が押され、その印影の下から年代の表記と文書名等が記されていた。その表記内容は「明治三十年十一月起／家禄奉還追給願関係書類綴込(一)／静岡市役所／庶務係」（「家禄奉還」の文字は分かち書き。「／」は小栗が付したもので改行を意味する）である。2冊目以下は、(一)の部分が(二)以下に変わっているだけで、他の表記は全く同じである。

これらの全てを見たが、岡田清直・錠次郎の情報は何もなかった。

No.138の『貫属替取調帳』（明治6年—明治9年、大須賀町教育委員会）については、前田氏が記す文書名のものはどこにも所蔵を確認できなかった。しかし、掛川市立大須賀図書館の蔵書の中に似た名前の史料が存在することは確認できた。同館で「貫属」の文字で蔵書を検索した時に唯一、該当する文書のことで、同館に登録されているタイトルで示すと『明治六年 當地に未着貫属替之者（コピー）』がそれである。同館で確認した。

それは白色のA4大のレバーファイルにコピーが挟まれているだけの資料であるが、中身の表紙部分には「明治六年」「當地に未着貫属替之者」「静岡県小笠郡横須賀町役場」と記されている。小笠郡横須賀町（のち大須賀町、現在は掛川市の一部）は大正3年から昭和31年まで存在した町なので、明治6年の古い文書を横須賀町役場が整理したものと推測できるが、いつの仕事かは判明しない。

この文書で、最初に出てくる「當地に未着貫属替之者」の部分は数枚で終わっており、次に綴じられているものは、

表紙に「イロハニホトヲ」「貫属之者旧禄家禄并家族人員其外取調帳」「明治六年七月」「静岡県小笠郡横須賀町役場」と記された別の文書になっている。さらにその後には、同じ名前を取調帳でありながら最初のイロハの区分のみが異なる資料が3種続く。「取調帳」として合計4つがここに収められていることになる。同館の登録タイトルでは、これら複数の取調帳が含まれていることは分からない。すべて数枚しかない薄い文書である。筆者はこれらの全てを確認したが、岡田清直・錠次郎の情報は何もなかった。

もし、これらの文書を目の前にして、最初の文書名から「貫属替」の文字だけを取り出し、次の文書名から「取調帳」の文字を取り出して合体させれば、前田氏が記す文書名と同じになる。前田氏がメモをした時に誤って複数の文書が1つになってしまったと考えると辻褄が合うが、氏がそのように誤ったという証拠はない。

また、前田氏は明治6年から9年までと複数年の文書があったことを記しているが、このファイルの文書はすべて明治6年のものである。さらに、前田氏は大須賀町教育委員会の名のみを記し、図書館名は記していない。それゆえ、教育委員会が図書館とは別に所蔵するものの中に、前田氏が記す史料名そのままの文書が、コピーではなく原史料の形で存在するのかもしれない。

そこで、前田氏が記す大須賀町教育委員会に尋ねることにした。大須賀町は市町村合併により現在は掛川市になっているので、2022年の年始に掛川市教育委員会に手紙を送った。返事があったのは2022年1月13日で、大学の筆者宛に掛川市立大東図書館の木佐森氏から電話があった。市から調査の指示があり調べたけれども、前田氏が記す「貫属替取調帳」の名の文書はなかったこと、また、その種の文書が存在するとすれば大須賀図書館にあるはずで、そこには「貫属之者旧禄家禄并家族人員其外取調帳」があるので、その中に該当の文書があるかもしれないので一度ご覧になって下さい、ということであった。「貫属之者旧禄家禄并家族人員其外取調帳」は既に筆者が調べて、目的の文書は見つからなかったことを伝えると、そうすると、もう見つからないと思います、と返答があった。

但し、木佐森氏からは未知の貴重な情報を伺うこともできた。木佐森氏は、かつて前田氏が当地を訪れて調査をした時に案内をした方で、前田氏のこともよくご存知であった。そして、前田氏はかつて横須賀地域（大須賀町は横須賀町と大淵町が合併して誕生した町）の古文書を見せて貰ったことがあるが、その文書類が不要と判断された時に当時の所有者から個人的に譲り受けた人がいて、後にその人が引越しの際に、もはや不要と判断して燃やしてしまったという話を聞いて前田氏ががっかりしていた、というのである。もし、その時に見た古文書の中に、今回の文書が含まれていたのであれば今では存在しないことになるので、もしかすると、その可能性もあるかもしれませんね、と木佐森氏は話して下さった。確かに、その可能性もあり得る。

だが、もしそうだとすれば、もはや誰も再調査することは出来ないことを意味する。

以上の結果、このNo.138に関しては、前田氏が記す名の通りの史料は存在を確認できなかったこと、また、文書名を取り混ぜて強引に記せば似た文書は大須賀図書館にあるけれども、それを前田氏が見たかどうかは分からないこと、更には、焼失した横須賀地域の古文書類の中にそれが入っていた可能性もあること、の3つの事柄が判明した。もともと、岡田清直・錠次郎は明治以降他県に移ったことはないはずなので、従って「貫属」を替えることはない。仮に該当文書を確認できたとしても、そこに岡田の記録がある可能性はゼロに近いと想像される。

No.139の『家禄渡帳』（同【「明治6年—明治9年」と同じ】、同【「大須賀町教育委員会」と同じ】）については、その名のままで掛川市立大須賀図書館に所蔵されていた。そのことを知っていたので、上のNo.138も同館にあるかもしれないと期待したが、上述の通り、残念な結果となった。

『家禄渡帳』は、同館内に特別に設置されたキャビネットに保管された郷土資料の中に含まれていた。このキャビネットには、市販のkokyoのクリヤーブック（バインダー式、A4大、30穴、黒色）のファイルが100冊以上収納されており、多くは当地の庄屋が残した記録であるが、それとは別に、同型ファイルの2分冊の形で、この文書が保管されていた。

1冊目のファイルには背表紙部分に手書きのラベルで「家禄渡帳（一）明治八年」とあり、中身（すべてB5大のコピー）の表紙部分には毛筆で「明治八年」「家禄渡帳」「五石四斗ヨリ」「壺石八斗□」（□は判読できなかった文字。意味的には「まで」が入るはず…小栗注）と書かれていた。この表紙の次の文書からは、左肩に手書きで頁数が追記されており、それは「1」から「137」までであった。

2冊目のファイルには背表紙ラベルに「家禄渡帳（二）明治八年」と「土族諸願諸届書 明治十年一月」の2つの名が記されていた。中身を見ると、一番初めは、ファイルの1冊目の続きにあたる「138」頁目の資料から始まっているので、確実に1冊目の続きであると言える。手書きの頁は「210」で終わっている。ここまでが「家禄渡帳」であるが、その次には、表紙部分に「明治十年一月」「土族諸願諸届書」「第十大区八小区」「横須賀町」と書かれた資料が続いている。これにも左肩に頁が付されており、1～54までである。以上が2冊目のファイルの内容である。

これらの全てを筆者は見たが、そこには岡田清直・錠次郎の情報は何もなかった。但し前田氏は、この史料についても、明治6～9年という情報と、大須賀町教育委員会の名を記している。筆者が見たものは大須賀図書館の蔵書であり、しかもこの「家禄渡帳」は明治8年のものである。もし明治6～9年までとする前田氏の記録が間違いでないとしたら（間違いの可能性も否定はできない）、当該文書

についても、まだ筆者の調査が知らない所で別の形で眠っている可能性があるのかもしれない。しかし、調査できた限りでは大東図書館所蔵のものしか見つかっておらず、それに対する調査結果は上記の通りである。

No.140 の『相良勤番組士族名簿』(明治4年、相良町資料館)は、相良町史料館の後身である牧之原市史料館が所蔵する史料を確認した。前田氏は相良町資料館と記しているが、昔も今も「史料館」が正しい。

同館に事前に電話で存在するか否かの照会と閲覧の許可を求めていることもあり、2020年10月24日に筆者がここを訪れた際は、受付兼事務所の脇にある会議室の大きな机の上に関連文書を並べて準備して下さっていた。また、同館の学芸員でもある牧之原市教育委員会・長谷川倫和氏から色々な説明を聞くこともできた。御礼申上げたい。

同館に所蔵されている史料は、原物とコピー版の2種類があり、更にコピー版は、3つのクリアファイルにコピーを入れて大切に保管された3分冊のもの、コピーそのものを全て1つにして綴り紐で綴じただけの1冊分のもの2種類があった。コピー版はどちらも中身は同じものである。このうち筆者が丁寧に見たのはコピー版1冊分の方で、原物は傷をつけてはいけないと考え、一番上から数枚を開いて見るだけに留めた。

原物の史料はA4より一回り大きいサイズの冊子体である。和紙に履歴明細の短冊を貼り付けたものを袋綴じにした物が何分冊にもなっており、それらを全て重ねると10cm以上の高さになるかと思われる程の分量がある。明細短冊の1つひとつは、国立公文書館で筆者が見た江戸城多聞櫓のものと同じような形式で情報が記されており、細い毛筆で、割と綺麗な字体で書かれていた。大きさは多聞櫓の短冊の面積の半分にも満たない小さなものであるが、むしろ多聞櫓のものが特別に大きいと言わなければならない。

コピー版は、原史料を見開きにした状態で、A3版の大きさで横長の形でコピーしたものである。原物の上下には余白がかなりあるので、この大きさのコピーでも原寸大で全内容を複写できている。コピー版には、コピー1枚分のそれぞれの下部にノンブルが付されており、数字の最後は246であった。コピー1枚分は、原史料では見開き2頁分に相当するので、厳密な意味では頁数とは言えないが、この数字をコピー版についての頁数と解釈しておきたい。但し、途中の203~221の9枚は「白紙」であると、コピー版3分冊ファイルの途中でメモで記されていた。1冊分のコピー版では、頁数だけが連打されていた白紙の箇所があったので、最初は意味が分からなかったが、3分冊にあるメモを見て事情が判明した。

なお、原物の冊子の表紙は白紙のまま、何も文字はないが、コピー版には3分冊の各ファイルの表、及び1冊分の綴じ込み用の厚紙表紙に、同館が付したタイトルが貼付

けられていた。そこに、タイトルとして記されている文字は「相良勤番職員録」であった。また、表紙にはタイトルの他に、収録されているコピーの頁が「No.」として記されている。1冊分のコピー版には「早見表 (No.1~No.246)」とあり、3分冊ファイルには「早見表」の文字はなく、それぞれに収録されているコピーの頁番号のみが記されていた。また、「相良史料館所蔵」の文字がすべての表紙の下部に記されている。コピー版の表紙部分に記された情報は以上である。

表紙の情報を細かく記したのは、注意すべき重要な点があるからである。すなわち、前田氏は『相良勤番組士族名簿』という文献名を記していたが、この名称は、原史料にも、コピー版にも、どこにも存在しないのである。元々、表紙部分が白紙でしかない原史料に、そのような名称が無いのは当然であるが、コピー版を整備した時に同館が付したタイトルは「相良勤番職員録」であって、「相良勤番組士族名簿」ではない。

つまり、前田氏が記した「相良勤番組士族名簿」という名の名簿は、この世に存在しないのである。この点は同館の職員・学芸員にも確認をしたが、同館にある相良勤番組関係者の名簿に相当する史料は、今回、筆者に閲覧を許可したものが唯一のもので、他には類似のものはないそうである。それなのになぜ前田氏は「相良勤番組士族名簿」の名を用いたのであろうか。

実は、同じ名称を用いている人が、前田氏の他にも複数存在することを筆者は事前知っていた。例えば、沼津兵学校の研究で知られる樋口雄彦氏の論文では、「旧幕府陸軍の解体と静岡藩沼津兵学校の成立」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第121集、2005年3月)の中で「遠州国相良勤番組士族名簿」(相良町郷土資料館所蔵)(218頁)の名が記されている。また樋口雄彦「学期期諸県に及んだ静岡藩小学校の影響」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第167集、2012年1月)でも「遠州国相良勤番組士族名簿」(165頁)と書かれている。筆者が見ただけでも少なくとも樋口氏は2回、この史料名を用いている。また、小川恭一編著『寛政譜以降 旗本家百科事典』(全6巻、東洋書林)でも、典拠史料の1つとして『遠州国相良勤番組士族名簿』を用いたことが記されている⁽¹¹⁾。

筆者は、樋口氏や小川氏の文献で「相良勤番組士族名簿」の名が記された部分のコピーを持参していたので、学芸員の長谷川氏にお見せして、意見を伺ったところ、その人たちが勝手に付けただけではないか、との返答を頂いた。なお、樋口氏が「相良町郷土資料館」と記している点について職員の方に伺ったところ、「郷土」の名前が付いたことは相良町の時代にもなく、また「資料館」ではなく「史料館」が正しいとの指摘も頂いた。このことは冒頭にも記したが、前田氏も「資料館」と誤記している。

なにしろ牧之原市史料館に所蔵されている史料の原物には何もタイトルがなく、同館がコピー版を整備した時に

付したタイトルも、前田氏以下の人が用いた名称とは異なっているのである。存在しない史料名が、なぜか一人歩きしていることになるのだが、なぜそうなるのか、実に不思議である。

これに対して、史料館が付した正しい名称で紹介している人もいる。例えば、田久明「京極稲荷のこと」(『榛原(郷土の覚書)』第8号、榛原町史編纂委員会編、榛原町教育委員会発行、平成6年)では、「相良勤番職員録、(明治四年)」を相良町史料館で見たことが記されている(59頁)。また、秋野勇「一枚の図面」(『相良史蹟調査会会報』第10号、平成2年)でも「相良勤番職員録」を調査したことの記載(6頁)がある。これらは、コピー版に付された名称を正しく引用している。

このように既存の先行研究では、存在しない名称と、実在する名称の2つが用いられているが、なぜ樋口氏や小川氏、前田氏らは存在しない名称を用いるのであろうか。これについて筆者は、次の2つのケースが推測できると考えている。

第1は、おそらくは相良町史料館が整備したコピー版が出来る前に、原物の史料だけを見て考察をした際に、元の史料に名称がないために、便宜上、内容に相応しい名称を自分で勝手に付したのではないかと、という想像である。

第2は、既にコピー版が整備された後に当該史料を見たけれども、コピー版にある「相良勤番職員録」は、内容から考えて名称として相応しくないと判断し、より内容に近い史料名をあえて自分で付け直したのではないかと、という想像である。

確かに「勤番」は「勤番組」が正しいし、また、そこに属した静岡藩士(旧徳川家臣)のことを「職員」と呼ぶよりは、「士族」とする方が適切である。「職員」は明らかに後代の名称だからである。学芸員の長谷川氏も、もし自分が付けるなら「職員録」という名は付けない、と言われたが、筆者も同意見である。

しかし、上の2つの想像のいずれであったとしても、独自に史料名を付したのであるなら、そのことを明記して断っておくべきである。それなのに樋口氏や小川氏、前田氏は、そのような配慮をしていない。その点が筆者には理解できないのである。実在しない名称を断りもなしに用いることは、後代の読者に誤解を与え、研究そのものを混乱させる恐れがあるからである。そういう不都合な事態が生じることを、なぜ想像できないのであろうか。

不思議なことといえば、更になお2つのことを追加して記しておかねばならない。

①樋口氏と小川氏は史料名に「遠州国」の文字を冠しているが、前田氏は、この文字を用いていない。この点で若干の差異はあるが、それ以外はすべての人が同一の名称を用いている点である。この史料名称は、3者がそれぞれに勝手に付けたものであるとしたら、偶然に、同じ名称で統一されることは、とても考えられない。実際とは異なる同

一の名称が統一して使用されているのであろうか。その理由が分からないので、不思議に感じている。筆者の想像では、元々誰かが最初に便宜的に付した独自の史料名を、後の人が単に模倣したために、そのようになっているのではないかと思うのだが、それらの正確な経緯は分からない。その経緯を解明したいという意欲は今の筆者にはない。

②前田氏と田久氏の2名は、この史料の時期について、共に「明治四年」と記しているが、なぜ、この年を明記できたのかについても不明である。史料館所蔵の原物には、履歴明細短冊の集成版が作成された年代を特定できる情報はどこにも記されていない。この点についても学芸員の長谷川氏に質問したが、確かに史料そのものからは何も分からないので、可能性があるとするれば、何か別の文献を参考にしたのではないかとということだけであるが、その文献が何であるかは自分にも分からない、とのことであった。長谷川氏はその場で同館にある文献を幾つか見て、小栗の疑問に対する答えを探して下さったが、結局、明治4年の根拠は分からないままであった。

長谷川氏によると、元々、この史料は骨董店に出ていたものであったそうで、いまは同館が収蔵しているけれども、いつ、誰が、短冊を冊子体の形にまとめたのかについては分からないのだそうである。

以上が同史料に関する解説となるが、筆者の作業からすれば、ここまでは全て前置きの内容であり、肝心なことは岡田清直・錠次郎の情報の有無である。6百数十人分の履歴が収録されている同史料の中身をすべて見たが、岡田姓で登場するのは、岡田源三郎(13頁/以下の頁数はコピー版資料の便宜上の頁数)、岡田甚平(61頁)、岡田清一郎(63頁)、岡田鉄吉(65頁)の4名のみであった。それぞれに父や祖父等の親族の名が記されている部分があるが、そこを含め岡田清直・錠次郎の名はどこにもなかった。横須賀勤番組に所属していたのが錠次郎であるから、相良勤番組の明細短冊にその名が登場するはずはないと予想はしていたが、予想の通りの結果となった。

No.141の『新居割付小札帳』(明治4年、新居町教育委員会)は、『新居町史 史料編』(「一」～「十」)及び『新居町史』(第五巻《近世資料一》～第十巻《近代・現代資料二》)に収録されておらず、また単独の資料としてこれを所蔵している図書館も見つけることができなかった。それは、次の**No.142『新居分限帳』**も同様である。そのためこの2つの史料について、湖西市教育委員会(新居町は合併により現在は湖西市になっている)に手紙を送り、教育委員会に保管されていないかを問い合わせた。その結果、『新居分限帳』と共に現在は新居関所の関所史料館にあり、特別閲覧の手続きをすれば見ることが可能であるとの連絡を頂いた。指示された通りに事前の閲覧申請手続きを済ませ、先方のアポイントを取った上で、2021年2月20日に史料館へ伺い、事務所内で2つの史料を閲覧させて頂いた。

そこで筆者に対応して下さったのは湖西市教育委員会スポーツ・文化課の切池融氏である。切池氏は、元は新居町教育委員会で町史の編纂に携わった方で、かつて前田氏が**No.141**と**No.142**の史料を見るために新居の役場に来た際に、前田氏のお世話をしたことも覚えていらっしやった。

さて、まずは『新居割付小札帳』についての調査結果を記す。史料名の「割付」の文字は正しくは「割附」である。史料の実物にも、それを収納している整理袋にも、そのように記されている。但し、前田氏が用いた「付」の文字が使われることも普通のことなので、ここでは氏が誤記していると指摘することは控えることにしたい。

なお、整理袋は新居町教育委員会によるもので、「新居町史編集資料」と記されている。また、その袋にある年代の欄には「(明治初)」と記されていた。前田氏はこの史料について「明治四年」と明記しているが、その根拠については何も記していない。袋にも「明治初」以外の情報は無い。実物の史料にも、いつ、これがまとめられたのかに関する情報は記されていない。

ただ、史料を見ていて、手掛かりになる情報が史料の中に隠れていることにすぐに気付いた。中身の「小札」の全てについて、左下に年齢と思われる記載があり、そこには例えば「未二十七」のように記されている。しかも数の上にある「未」の文字は全てに共通して記されている。全てに「未」がある点が重要で、それは未(ひつじ)年における当人の年齢を示していることを意味する。このことから、この小札が書かれたのが未の年であると推断できる。明治初期の未年は明治4年しかないのです、これらは全て明治4年に記録されたものと言える。この点については、その場で切池氏も同意して下さった。

但し、地の文字とは別に朱書きで追記がなされており、そこには明治六年から九年までの記録が散見される。従って、小札がまとめられたのは明治4年であるが、その後、適宜追記される形で運用された文書であることが分かる。

この史料は、横長の台紙1枚に小札を最大で6枚貼り付けた上で、それらを紐で綴じた形になっている。そのため新居関連の多くの人物に関する情報が得られる貴重な史料で、複製されてもおかしくないレベルのものだと思う。しかしながら、そこに岡田清直・錠次郎に関するものは含まれていなかった。新居は、場所的に岡田は関係しないので、これも予想した通りの結果であった。

No.142の『新居分限帳』(明治2年12月、同【「新居町教育委員会」と同じ】)は、上記**No.141**で記した経緯で辿り着き、関所史料館で原物を確認した。但し、この史料に関しては重要な注意事項を記しておく必要がある。以下の通りである。

前田氏はこの史料について明治2年12月のものと記しており、前田氏の本の該当頁を小栗がコピーして、それを届けた上で湖西市教育委員会に照会を行っていたが、教育

委員会から連絡を頂いた時点で既に、「分限帳」(ぶげんちょう)は明治4年のものしかなく、それ以外の分限帳としては『湖西市史 資料編』に抜粋が掲載されたものがあるのみである、という返事を頂いていた。

『湖西市史』は既に調査済みであったので知っていたが、そこに収録されている分限帳の抜粋は前田氏が見たという明治2年のものとは異なるものであると筆者は判断していた。そのため湖西市教育委員会に対して、前田氏が見た史料の存在が確認できないので委員会に所蔵されていないかを照会したのであった。なぜ前田氏が見たものとは異なる史料であると筆者が判断したのかを含め、まずは『湖西市史』収録の史料について記しておきたい。

『湖西市史 資料編四』(昭和58年3月25日、湖西市史編さん委員会編、静岡県湖西市発行)の235頁以下に「庚午新居分限帳」が収録されている。但し、この資料は「世帯主氏名一覧と一部世帯の内容」(235頁の「解説」より)であり、分限帳の全部が掲載されている訳ではない。殆どは名前の羅列である。同書冒頭の目次には、「庚午新居分限帳」について「(抜)」と記されている。要するに実在する史料から氏名などを抜粋して示したものが『湖西市史』に収録された分限帳なのである。その中に岡田清直・錠次郎がないことも確認済みである。また、ここには「庚午」の文字が冠されているが、これは干支(六十干支)の1つで「かのえうま」又は「こうご」と読む。明治期では明治3年がこの干支にあたる。従って、前田氏が記した明治2年12月の時期とは異なっている。そのため筆者は前田氏が見たものとは別の分限帳であると判断した。

しかしながら湖西市教育委員会から頂いた返答では、関所史料館にある明治4年のものと『湖西市史』に収録されている抜粋のものしか新居分限帳はない、というのである。すると考えられることは、明治2年12月の情報を翌明治3年にまとめたものが「庚午新居分限帳」である可能性である。そうであるならば、前田氏が言う明治2年という情報とも矛盾しなくなる。しかし、残念ながら『湖西市史』には、この分限帳が明治2年末の情報を基にしているという情報は全く記されていない。「庚午」だけが、時期に関する唯一の情報である。

それならば、公刊された抜粋ではなく、実物の「庚午新居分限帳」を見れば別の何か分かるかもしれないと考え、実物を拝見できないかを、関所史料館の切池氏に尋ねたところ、極めて残念なことながら『湖西市史』を刊行した後、この実物が行方不明になっている、とい



写真2 『新居分限帳』(小栗撮影)

う返事であった。それを聞いて愕然とした。

以上のことから、今日、見ることができ「新居分限帳」は、実物としては関所史料館にある明治4年のもの1点だけであり、他は『湖西市史』収録の明治3年の抜粋版があるのみということになる。『市史』収録史料の調査結果は前述した通りであるので、次に関所史料館で確認した「新居分限帳」の調査結果を以下に記す。

この史料には、表紙(写真2参照)の中央に「分限帳」と書かれており、その頭部の部分に「新居」の2文字(このみ朱書き)が左右に分けて置かれている。また、「辛未」(かのとひつじ。しんび)、「二月」と書かれている。この干支は明治4年のことなので、その年の2月にまとめられたことが分かる。それ以外に、この史料の年代を特定する情報は見あたらなかった。それゆえ、明治4年のものであると教育委員会から言われたのは、この表紙の文字が根拠であるのだろう。このことは切池氏にもその場で確認したが、それ以外には考えられないという返事を頂いている。また、これが収められていた「新居町史編集資料」の記名入り袋にも、資料年代として「明治4年」と記されている。

中身は、イロハ順に個人の明細短冊が1枚の台紙に4枚ずつ貼られていて、それをまとめて右側を紐で綴じてある。その冊子が2冊あり、その2冊が紐で1つにまとめられているので、一見しただけでは1冊に見える。これを全て見たが、岡田姓の人物は1人のみ確認できるものの、岡田清直・錠次郎とは別人であった。

以上、現存する唯一の「新居分限帳」(明治4年)、および『湖西市史 資料編四』収録の抜粋「庚午新居分限帳」(明治3年)の2件が、現在確認できる「新居分限帳」であるが、いずれにおいても岡田清直・錠次郎の情報は何もなかった。

但し、前田氏が見たという明治2年12月の「新居分限帳」については、存在するのか否かも含めて一切が不明のままである。筆者の想像では、単に前田氏が年代の記載をミスしたためであるか、『湖西市史』の抜粋史料が実は明治2年12月の情報を集めたものであるかの2つの選択肢しかないと考えている。しかし、いずれが正しいのかを確認する術が現在では皆無であるため、これ以上は調べようがない。今日において可能な限りの調査を尽した結果としては、岡田の情報はなかったことになるが、将来において行方不明の分限帳が発見された場合には違った答えがでるかもしれない。

No.143の『浜松県より貫属替屋敷取調帳』(明治5年、静岡県立中央図書館)は、静岡県立中央図書館に静岡市史編さん資料として所蔵されており、そこで確認した。但し、同館に登録されている史料名は、『静岡市史編さん資料 118 浜松県より貫属替の者屋敷地取調帳』であり、前田氏が記すものと若干異なっている。この違いについては後述する。この史料についても、特別資料扱いの原物とコピー

一製本版の2種類があり、筆者が見たものは後者である。これにも奥付にシールが貼ってあり、日付を含め**No.133、134、136**と中身は全く同一なので、ここでは説明を略す。

扉部分には原史料の表紙が置かれているが、そこには3行に亘り毛筆で、「浜松県より貫属替の者／屋敷地取調帳／明治五年？」と記されている。このうち「より」の部分は実際には合字の「宀」が使用されているが、ここでは「より」を用いて示した。旧字は新字体に直してある。また、「／」は改行を意味し小栗が付したものである。「？」は原史料に元々そのように記されているものであり、「ママ」と記したのはそのママという意味で、小栗が付したものである。「？」が使われている点で、明らかに表紙は後世に付けられたものであることが分かる。

この扉部分の次に、更に表紙と思われるものが1枚置かれており、これこそが明治5年時点のオリジナル史料の表紙だと思われる。そこには中央に縦書き1行で「**浜松県ヨリ貫属替之者屋敷取調書抜帳**」とある。片仮名の「ヨリ」は実際に書かれている通りであり、縦書き1行中の右寄りに小文字で置かれている。また、この上に置かれている表紙にあった文字のうち、「貫属の」の「の」が、ここでは「之」になっている。さらに「屋敷地」の「地」が抜けている。実物の資料に若干異なる2種類の表紙があることになり、いずれを採用してもよいことになるから、「地」を付けなかった前田氏の表記も間違いとはいえない。しかし、「の」または「之」は両方ともに入っているため、これが脱落している点において前田氏の文書名表記は間違っているとと言える。

この史料にも岡田清直・錠次郎の情報はなかった。

No.144の『牧之原秩録公債払下願書名簿写』(明治18年、牧之原小学校)は、静岡県立図書館他、どの公共図書館でも所蔵を確認できなかったため、牧之原小学校に保管されていると推測し、同校に照会の手紙を送った。すると直ちに小柳津敏法校長より電話を頂き、古い文書等があるのは校長室内の戸棚のみであるが、そこを調べたものの、それらしきものは見当たらなかった、と伝えられた。それでも、小栗に実際に見てもらい確認して頂くことは構わない、というご返事であったので、お伺いすることにした。訪問したのは2021年1月27日である。見せて頂いた結果、やはり当該史料は存在しないことが分かった。そのことを小柳津校長に伝え、他の場所で保管されている可能性について尋ねたところ、この辺りの古い文書は牧之原市史料館にしかないと思います、という返事であった。筆者も同感であったので、直ちに同史料館に照会状を送った。

この史料館は先に**No.140**の史料でお世話になっていた所でもあり、すぐに返事を頂けた。2月3日、同館担当の牧之原市教育委員会・長谷川倫和氏からメールで返事があり、同名の史料または該当しそうな文書は見つからなかったが、未整理のままの文書があるので、そこにはないかを確

認します、ということであった。4月8日に未整理分の調査結果がメールで届けられたが、「残念ながら標記の史料及び類似の史料は見つかりませんでした。今後、当館で出てくる可能性はかなり低いと思われます。」ということであった。

以上の結果、前田氏が見たという「牧之原秩録公債払下願書名簿写」は、残念ながら今日ではその存在を確認することさえできない状態となっている。この史料に関しては所在不明のため未確認のままという結果で、今回の調査を終えることにする。

なお補足をしておくと、牧之原小学校は明治40年に「牧之原組合立尋常小学校」として設置され、昭和になって牧之原国民学校、牧之原小学校と改名されるが（『創立77周年記念誌』昭和61年3月5日、牧之原小学校発行）、いずれも校名に「牧之原」があるので、明治期でも牧之原小学校と略称することはできる。しかし前田氏が記す明治18年には、牧之原小学校はまだ開校していないから、明治18年に牧之原小学校の関係者がこの史料の写をまとめることも、その年にこの史料が小学校に保管されたことも共に絶対にあり得ない。従って、この史料と学校との関係について考えられることは、①明治18年の史料をずっと後になって牧之原小学校の関係者がまとめたか、②明治18年に誰かがまとめた史料が後に牧之原小学校に保存されたかの、どちらかでしかない。前田氏の記録が間違っていれば話は別だが、記録が正しいとするならば、①か②のどちらかでしかない。しかし、いずれであるかを確かめるには現物を見るしかない。そして現物は、今日では所在を確認することができない状態である。そのため全ては謎のままである。

No.145の『貫属替願書』（明治6年、金谷町教育委員会）

も、前田氏が記す名称では静岡県立図書館他、どの公共図書館でも所蔵を確認できなかった。しかし、金谷町の古文書に関しては『金谷町史 資料編』と『静岡県榛原郡 金谷町所在文書目録』があるので、まずはそこに記載がないかを調べた。『金谷町史 資料編』で明治期の文書が収録されているのは『金谷町史 資料編三 近代』（平成7年3月31日、編集・金谷町史編さん委員会、発行・金谷町役場）のみである。袋井市立浅羽図書館の蔵書でこれを調べたところ、該当名の史料は収録されていないことを確認した。また、これとは別に、岡田清直・錠次郎の名が記された文書がそこにもないことも確認した。

次に『静岡県榛原郡 金谷町所在文書目録』（編集・金谷町史編さん委員会、発行・金谷町役場、【全て共通なので以下は略す…小栗注】）についても浅羽図書館の蔵書で調べた。これは第1集（平成2年3月31日）から第6集（平成7年3月31日）まで発行されている。ここにも、岡田清直・錠次郎の名がある文書も、文書名が「貫属替願書」であるものも存在していなかった。そのため結論としては、

前田氏の記載ミスでない限り、前田氏が記す「貫属替願書」の文書は存在を確認できなかった、と記すのが正しい調査結果ということになる。

しかし、それでも、上の『目録』では「貫属替」の3文字が含まれる文書を2つ発見することができた。すなわち、第2集（平成3年3月31日）の203頁に、番号=95、年代=明治8.2.8、表題=貫属替願（下書）、差出人=第九大区一小区上総国武射郡八重田住士族加藤保一、宛先=千葉県令芝原、という文書（これを①とする）があること、また第5集（平成6年3月31日）の242頁に、番号=7、年代=明治5年10月、表題（内容）=府県江貫属替留並送籍共、差出人=第三区、宛先=【空白のまま…小栗注】、という文書（これを②とする）があることが分かった。

このうち特に①は表題が「貫属替願」であり、前田氏が記す「貫属替願書」と酷似している。但し、年代は明治8年であり、前田氏が記す明治6年とは異なる。②は表題が、前田氏が記すものとは大きくことなるが、年代については①よりは前田氏が記す明治6年に近いという特徴がある。この2点は、前田氏が記す文書とは同一ではないものの、現在、発見できている文書としては最も近いものという意味で、一応、内容を確認しておきたいと考え、『目録』の発行元に問合せをすることにした。金谷町は現在では市町合併により島田市になっているので、島田市教育委員会に照会の手紙を送ったところ、島田市博物館文化財係の職員で、かつて市史編さんを担当したという関根氏より2021年12月中旬に数度、メールを頂き、以下の情報を得た。

①は鷲山家文書の中にあり、現在は鷲山秀次郎氏が管理されているが、市から鷲山氏に尋ねたところ閲覧可能とのことで、直接、小栗から連絡を取って頂きたいということであった。市が鷲山秀次郎氏の許可を得た上で、氏の電話番号も小栗に伝えて下さった。②は島田市の保有文書であり、閲覧申請をした上で島田市博物館に来て頂ければ閲覧可能なので閲覧希望日を複数示してほしい、但し原本の傷みが激しい場合には閲覧の許可が出ないので、まずは状態を確認したい、ということであった。そこで筆者は2021年12月中旬の複数の日を閲覧希望日として伝え、返事を待つこととした。これらはすべてメールでやり取りした。

なお、①②以外には「貫属替」が表題に含まれる文書は存在せず、また、前田氏が記す「貫属替願書」という名称の文書は存在しない、という情報も関根氏から頂いている。

その後、①については、すぐに筆者から鷲山秀次郎氏に連絡を取った。すると、氏は現在、千葉県在住で、古文書は金谷の実家（現・島田市番生寺）の蔵に保管されているが、古文書の件は兄（鷲山秀彦氏）が行っていた事で、私にはどこにどの文書があるのかも分からないので、小栗先生に見て頂くしかないけれども、膨大な量があるので探すだけでも大変ですよ、というご返事であった。また、鷲山氏が金谷に行く日に合わせないと蔵を開けられないということなので、双方の都合がつく2022年1月10日にお伺

いすることした。当日、鷺山氏ご夫妻は筆者を快く招き入れて下さり、離れの蔵に案内して下さった。磐田市の見付小学校の裏にある見付文庫と同じような小さめの文書蔵のように見えた。鷺山家は江戸時代に番生寺村（旧・金谷町番生寺、現・島田市番生寺）の庄屋を務めていた旧家なので、このようなものが残されていても不思議はない。蔵の中は大きな傷みもなく綺麗な状態であった。

蔵の1階に段ボール箱が幾つも積み重ねられていたが、箱の側面に文書の区分記号が略記されていたので、目的の文書を探すのは容易であった。①に付けられた番号は上記の通り「95」であるが、これは鷺山家文書のうち「近・現代」の「E 戸口」の中の「95」番を意味する。段ボール箱の側面に「近代」「E」と書かれたものがすぐに見つかったので、中を開けると「金谷町教育委員会」の名が入った整理用の封筒が番号順に束ねられた状態に入っていた。封筒の中に文書があることは一目瞭然であったので、鷺山氏立会いの下、箱ごと蔵から運び出し、再び母屋の応接間に戻り、「95」の封筒の中を確かめた。それは半紙3枚半が紙紐1本で袋綴じにされただけの文書であった。内容は『目録』に記されていた通りのもので、加藤保一が浜松県内の番生寺村に移籍することを千葉県令に届け出たものである。下書き又は控えとして残された文書であろう。当然のことながら、ここには岡田清直・錠一郎に関する情報は何もなかった。

一方、②については、島田市が原本を確認しようとした所、所在不明であることが判明し、所在を知る可能性のある関係者に問い合わせ中なので、しばらく時間を頂きたい、という返事が年末に届いた。また1月25日付けの文化財係関係根氏からのメールでは、②が含まれる「金谷町役場文書」の中の「戸籍」の文書だけが行方不明の状態、それ以外の文書はあるけれども、②は「戸籍」の中にも含まれるので、その所在を探しているところであるという旨の情報も頂戴した。

しかし、所在調査は難航していると見えて、何度か問い合わせのメールをこちらから送ったが、調査中という返事が続いた。最終的には2022年3月1日付けの島田市博物館課文化財係・塩本氏からのメールで、「発見することはできませんでした。市町合併以降、当該資料を使用した経過は確認できなかったため、合併以前に旧金谷町教育委員会において紛失したものと思われます。」と記された又平剛・博物館課課長の名による文書が添付で届いた。残念な結果に終わったことになる。

以上の通り、①は確認できたが、②は行方不明で確認できずに終わったというのが今回の結果である。

但し、そもそも前田氏が見たものが①②であったか否かも不明である。仮に、文書名が似ている①が前田氏の見たものであったとしても、そこに記されている加藤保一のこととは前田氏の本の中では全く扱われていないので、前田氏がこれを何に使ったのかが全く理解できない。すると、①

とは別の「貫属替願書」がどこかに存在して、それを前田氏が見たということなのであろうか。しかしながら、旧金谷町の文書で「貫属替」の文字が含まれる文書として確認できるものは①②のみであり、②が行方不明である以上、これ以上の再調査は今後も誰にも不可能ということになる。ただ、②が見つかったとしても、金谷町（番生寺村）と縁があったとは思えない岡田清直・錠次郎の情報がそこから見つかる可能性は限りなく低いであろう。

No.146、No.147、No.148 は、所蔵場所が同じ沼津市明治史料館であり、下調べの方法も同一であったので、まとめて記すことにする。沼津市明治史料館は所蔵している文書を整理し、『沼津市明治史料館史料目録』（以下『目録』と略し、号数を付して区別する）の形で公表している。筆者は、最新号の『目録43』（2011年3月31日発行）までの全てを浜松市立中央図書館（1～42号）および国立歴史民俗博物館（43号、静岡理工科大学図書館を通じて相互貸借で利用）の蔵書で調べ、前田氏が記す文書があるかどうかを確認した。

その結果、**No.146『家禄奉還願書』（第一大区第八小区、明治七年、沼津市明治史料館）**については、前田氏が記す情報と完全に一致するものは見出せなかったものの、同じ「家禄奉還願書」の名を持つ明治7年の文書が3点存在することが分かった。1つ目は『目録4』16頁掲載の「家禄奉還願書 明治7-8（1874-75）八小区扱所」【以下、本項目の中で①とする】で、これは「八小区」の文字まで含まれていて前田氏が記すものと最も近い。また、『目録18』には103頁に「家禄奉還願書 明治7・3・10（1874）中島静◎ 静岡県権令大迫貞清殿」【同、以下②】が、更に『目録40』110頁には「家禄奉還願書 明治7・3・5（1874）大川通久◎ 静岡県令大迫貞清殿」【同、以下③】が掲載されていた。この3点以外には明治7年の「家禄奉還願書」は『目録』の中に存在しなかった。前田氏が史料を記録する際に、沼津市明治史料館による登録名を用いなかったがために、『目録』記載の文書名と合致しない結果になっているものと推測される。恐らくは、最も情報が一致する①が、前田氏が見たものではないかと思われるが、それに加えて②、③も調べれば遺漏はないと考え、3つとも見ることにした。

次に、**No.147『西熊堂諸届諸願書類』（履歴明細書、同【沼津市明治史料館】と同じ）**については、前田氏が記す「西熊堂諸届諸願書類」と「履歴明細書」の2つの言葉を同時に含む文書は『目録』には存在しなかった。その代わり、前田氏が記す文書名中の西熊堂、諸届、諸願、履歴明細の単語のいずれかを含む文書が、『目録5』の中だけに4点存在することが分かった。それを列記すると、19頁掲載の「6 諸願、諸届類（綴） 明治10.1～6（1877）六小区扱所」【同、以下④】、43頁掲載の「7（人別送り、送籍証等関係文書） 明治5.2～明治15.9（西熊堂村）戸

長役場【同、以下⑤】、同頁掲載の「10 諸願・諸届戸籍書類 明治 9-14 (1876-81) (各種届人) 戸長役場【同、以下⑥】、同頁掲載の「11 履歴明細書 明治 10.2 (1877) 小野恒闊【同、以下⑦】、となる。

いずれも「西熊堂区有文書」の中にあるものとして『目録 5』で整理されている文書である。西熊堂 (にしくまんどう) は、現在の沼津市明治史料館がある一帯に存在していた西熊堂村の地名であり、同史料館は江原素六の住宅跡地に建てられている (同館の女性職員・鈴木氏より伺った話) から、西熊堂関連の文書や江原関連の文書が同館には多く収蔵されている訳である。その「西熊堂」の「諸届諸願書類」にある「履歴明細書」を前田氏は見たということであるが、それに該当する可能性があるのは上の 4 点であるから、これらを全て見れば、前田氏の調査と同等の仕事をしたことになる。

最後に、No.148 の『第一大区八小区居住士族家族書』(明治 7 年、同【「沼津市明治史料館」と同じ】) についてであるが、前田氏が記す「第一大区八小区居住士族家族書」と極めて近い名の文書が『目録 4』4 頁に 2 件掲載されていた。それは「(第一大区八小区内居住士族家族書) 明治 8」のことであり、これと同じ名称、同じ年で、2 つの別の文書が連続して『目録 4』に記載されている【初めに記載されているものを⑧とし、その次に記載されているものを⑨とする】。文書名中の「小区」の後に「内」の 1 字が記されているものが、同史料館所蔵の文書名として正しいもので、前田氏はこの「内」の文字を記し忘れている。また、前田氏は明治 7 年と記しているが、『目録 4』ではいずれも明治 8 年になっており、年代も誤記していることになる。この他には、似た名の史料は『目録』にはなかったため、この 2 件を調べればよいことになる。

以上①～⑨までの 9 点が、『目録』から探し出せた関連史料である。これら全てを閲覧するために沼津市明治史料館にメールと郵便で照会したところ、すぐに閲覧の許可を頂けた。筆者が訪れた時 (2020 年 11 月 14 日) には、上記の同館・鈴木氏が予め 9 つの文書を用意して下さっており、それらをまとめて入れた大きなダンボール箱を事務室から閲覧机まで運んで下さった。それらの文書は、1 つずつが大きな封筒のような紙袋に入れられて保管されていた。外袋には予め印刷された枠があり、そこに必要事項が手書きで記入されていた。『目録』に記載されている情報は、この外袋に記載された内容と合致することが分かった。中身はすべて当時の実物であり、複写物は 1 つもなかった。いずれも罫紙または和紙に、墨書された文書である。

まず、No.146 に関連した①～③の調査結果を記す。

①は、文書の綴り 1 冊の史料で、表紙の厚紙の中央に「家禄奉還願書」とあり、その右には「但公債証書御売上願」(このみ朱書き・・・小栗注) と、左には「八小区扱所」と書かれていた。目録に記載された情報の通りである。「八小区」の部分には、前田氏が記す「第一大区」の文字はセッ

トで記されてはいない。しかし No.148 の文書名にある通り、沼津市明治史料館の史料における「八小区」は「第一大区八小区」のことなので、前田氏が他の文書から判断して「第一大区」を加えたのであろう。そうであったとしても、意味としては間違っていない。この文書は、罫紙に書かれた願書類を綴じたもので、全てに目を通したが、そこに岡田清直・錠次郎の情報はなかった。

②は、罫紙 2 枚の文書を紙紐で綴じた薄いもので、中島静の家禄奉還願書 1 通のみの史料である。外袋の「文書名」の欄には「中島静関係文書」とあり、「表題」の欄には「家禄奉還願書」と書かれていた。中島静の文書であるから当然ではあるが、岡田清直・錠次郎の情報は何もなかった。

③は、大川通久の家禄奉還願書であるが、この願書は、「8 明治初期ヨリ大正期マデ大川家戸籍届他願書」(109 頁) の一部を構成する文書である。『目録 40』においても、「8」の番号に附属する「-10」の番号が付されており、「8-10」が大川の願書を示す記号となる。そのため、同館から閲覧用に用意された文書も「明治初期ヨリ大正期マデ大川家戸籍届他願書」の綴り 1 冊分となっていた。但し、この綴りは、綴り用の紐が切れたままになっており、全ての文書には紐が通っていた穴の跡が残っているものの、殆どがバラバラのまま挟んであるだけの状態で、形だけ綴じられた史料ようになっていた。その状態の、比較的上の方に、罫紙の 1 行目に「家禄奉還願書」と書かれた 1 枚物の文書があった。「大川通久」の署名捺印と、「明治七年三月五日」の日付、「静岡県権令大迫貞清殿」の文字が記されているので、③の文書はこれで間違いはない。ここにもまた、岡田清直・錠次郎の情報は何もなかった。

次に No.147 に関連した④～⑦の調査結果を記す。

④は原物の厚紙表紙には「諸願」と「諸届」の文字が分かち書きのように記され、その下に「類」の一字が置かれていた。外袋の「表題」欄にも同様に、横書きではあるが「諸願」と「諸届」の文字は分かち書きで記されていた。『目録』では「諸願・諸届類」と記されていて、原物と表記の仕方が若干異なっているが、『目録』は全ての史料を 1 行で記す書き方を採用しているために、そのようになっている。この種の異同は仕方がないことなので問題視するには及ばない。④は、原物の表紙にも外袋にも『目録』にも、明治 10 年の文書であると記されているが、中を見ると明治 8～12 年のものが混在していた。『目録』の年代表記は、原物表紙の記載に従ったまでであると言えるけれども、内容的には正確な情報ではない。この綴りの中には、明治 10 年 7 月 19 日付け平民の渡邊治平による「開墾願」の届けがあり、渡邊の名の左に「副戸長」の「岡田善六」の名が副署され朱印もある。この 1 件だけに「岡田」姓の記載が認められたが、岡田清直・錠次郎の情報はなかった。

⑤は、外袋の「表題」欄に「(人別送り～送箱證) 関係文書/明治 5 年～15 年迄」(「/」は改行を意味し、小栗が付したものと) 記され、また「形態」欄には「一括/35

件」とある。中を見ると、バラバラの文書がまさに一括にして袋に入れられており、1枚物の文書や、数枚が綴じられただけの文書など雑多なものの集まりであった。ここにも岡田清直・錠次郎の情報はなかった。

⑥は、今回見た文書の中では、最も分厚い綴り史料で、その厚さは5cm程もあった。また、『目録』では「諸願・諸届戸籍書類」と記されていたが、原物の厚紙表紙にも外袋「表題」欄にも、「諸願」「諸届」の文字は分かち書きで記され、その下に「戸籍書類」と書かれていた。また、原物の厚紙表紙及び外袋「宛先」欄には「戸長役場」とあるが、どこの戸長役場であるとは明記されていない。だが、中身を見ると「西熊堂村」の戸長に宛てた文書が多いので、西熊堂村の役場か、同村を含む複数村を管轄する役場のことと考えてよいであろう。ここにも岡田清直・錠次郎の情報は何もなかった。

⑦は、外袋の「文書名」欄に「西熊 区有」と記されていたが、これは西熊堂村の区有文書であることを意味する。中身は、小野恒闊の履歴明細が罫紙1枚に記された文書のみが入っているだけであった。ここには当然のことながら岡田清直・錠次郎の情報はなかった。

最後にNo.148に関連した⑧～⑨の調査結果を記す。

⑧は、外袋の「文書名」欄に「東椎路」の文字があり、その意味が分からなかったので、明治史料館の鈴木氏に尋ねたところ、この近くにある地名「ヒガシシイジ」のことであり、その地区に残る文書のことであるから、そのように記されているという説明を受けた。中に入っていた史料は、罫紙や和紙に記された家族構成記録を1つに綴じたものであった。但し表紙に相当するものは何もなく、ただ文書が綴じられただけの史料であった。従って、『目録』や外袋「表題」欄に（ ）付きで記されている「第一大区八小区内居住士族家族書」の文字は、原物にはないタイトルであり、内容から考えて史料館が付したもののなのであろう。（ ）付きである意味も、そこにあるのであろう。また、一番上に綴じられていた「河内宅貞」の文書には「明治十年一月」の記載があるので、『目録』や外袋「年月日」欄に記された「明治8年」の文字は正確ではないことが分かる。雑多な年の文書が混在していることになる。この中にも岡田清直・錠次郎の情報は何もなかった。

⑨も、上の⑧と同様の形式と内容の文書綴りであり、文書の中には「東椎路村」や「西椎路村」の文字が散見された。ここにも岡田清直・錠次郎の情報はなかった。

No.149の『華士族禄高牒』（明治6年、東京都公文書館）は、東京都公文書館の情報検索システムによる検索から、前田氏が記す史料名（時期も含む）で同館に所蔵されている文書があることは承知していた。しかし同館が移転のためにしばらく閲覧ができなかったことに加え、移転後に再開（2020年4月1日に移転オープン）した頃にコロナ禍のために直ぐに休館となってしまった。同時に、筆者が属

する大学でもコロナ対策の一環として教職員の出張に規制がかかり、東京への出張が出来なくなったため、長く閲覧の機会を逸したままとなっていた。ようやく筆者が現地を訪れて調査できたのは2021年12月8日であった。デジタル化されたものもあると職員の方から言われたが、筆者はあえて原本を出してもらい、それで確認した。

この史料は、同館の登録情報では簿冊名として「華士族禄高牒・全・第3套・第15編（戸籍課）」と記されているが、原本の表紙厚紙には「第三套第拾五編／華士族禄高牒／全」（「／」は小栗が付したもので改行を意味する）とだけ墨書されていた。中身は、各府県の専用の罫紙に個人ごとの家禄石高と氏名が手書きで記されたものが糸で袋綴りにされたもので、10cm程の厚さがある。冒頭に置かれた目次を見ると、京都府から始まり開拓使までの各府県単位の構成になっているが、実際には開拓使のあとに「雑留部」が数十枚加えられている。この中に浜松県、静岡県に関する文書も含まれており、特にこの2県は他府県よりも文書の枚数が多かった。筆者はこの2県だけでなく、初めから最後まで全てを見たが、岡田清直・錠次郎の情報は何もなかった。

No.150の『送籍状家禄書相添申渡』（同【明治6年】と同じ）、同【東京都公文書館】と同じ）は、前田氏が記す史料名の史料は東京都公文書館では所蔵が確認できなかった。同館の情報検索システムで検索しても、上の史料名では該当するものがなく、前田氏が記す史料名のうち「送籍状」の文字だけで検索すると89件がヒットする（以下いずれについても最終確認日は2021年12月9日）。この24件の概要情報を全て見たが、前田氏が記すような文書は1つも見当たらないし、時期も明治6年以外が多数含まれている。そこで24件のうち明治6年のものだけに絞ると8件になるが、静岡・浜松に関係がありそうなものは公開件名が「静岡県貫属士族石井朔太郎の義東京府貫属石井宗朝方へ入籍に付送籍状差進取計」となっているもののみである。これは前田氏が記す史料名ではないし、岡田のものでもない。また検索キーワードを変えて「送籍」「家禄」の2つで検索すると24件がヒットするが、その全ての概要情報を見ても、静岡・浜松に関係する文書は1つもない。以上の所蔵文書の検索結果だけで、前田氏が記すような文書は見当たらないことが分かったので、その段階で調査を断念することにした。

前田氏が記す「送籍状家禄書相添申渡」の文字は、文書冒頭の書き出し部分であると思われる、おそらくそれは単独の文書ではなく、何かの冊子体の中に含まれる1文書を指すのかもしれない。その場合、収録されている史料そのものの名称を正しく記録しておいてもらわなければ、後の者には再調査のしようがない。前田氏の記録が十分でないために、このようなことが生じていることになる。仮に同じ所蔵場所にある1つ前の**No.149**の史料の中に、この文書が

綴り込まれていて、それを前田氏が並べて記録したのであれば、そこには岡田清直・錠次郎の名がないことは確認済なので、筆者の調査目的は達成されている。前田氏は「同」の文字を使って並べて書いているので、その可能性もあり得る。しかし、そうであるか否かは確認の方法がない。

(11) 小川恭一編著『寛政譜以降 旗本家百科事典・第1巻』(1997年11月7日、東洋書林) 巻頭の「参考史料一覧」(xvi頁)には、『遠州国相良勤番組士族名簿』1冊 写架蔵(平成3年) 略称〔相〕と1行で記されており、その前の「史料の解説」の所では「〔相〕は〔幕人〕(「明細短冊」)の同種」(xiv頁)とある。筆者は全6巻から成る同事典の全てを静岡県立中央図書館で確認したが、相良勤番組に関する記述は第1巻のそれが一番詳しく、上記した情報が全てである。なお、小川氏が記す「幕人」とは本研究でも度々登場する、『江戸幕臣人名事典』(本研究で記したNo.25の箇所を参照のこと)のことで、これは江戸城多聞櫓に残された幕臣の明細短冊(国立公文書館所蔵)を主な典拠史料として編纂されたものである。筆者も公文書館蔵の明細短冊の原物を見たことがあるが、牧之原市史料館の「相良勤番職員録」は原史料もコピー版も、短冊1つの大きさは違うものの形式は似ていることを確認している。小川氏は相良勤番組の名簿と多聞櫓の明細は「同種」と表現しているから、小川氏が用いた『遠州国相良勤番組士族名簿』は、牧之原市史料館所蔵のそれと断定してよいであろう。ところが、小川氏は「写架蔵(平成3年)」と書いている。「写架蔵」の文字が何を意味するのかについては説明がないので想像するしかないが、原史料の写しを棚に配架した状態で所蔵している、としか筆者には理解できない。配架できる状態ということは、写しのコピーはバラバラではなく、冊子のようにまとめられていることが想像される。しかしながら、それを誰が所蔵しているのかによって、次の2通りの解釈が可能となる。①第1は、相良町史料館(現・牧之原市史料館)がコピー版を冊子体に整備して所蔵したのが平成3年で、そのコピー版を同館が所蔵していることを「写架蔵」と小川氏が表現し、そこへ行って小川氏らが調査をした、という解釈である。いま1つは、②小川氏あるいは別人または別団体が、その史料の写を手に入れて配架できる冊子体の形に、平成3年に整理して、小川氏あるいは別人または別団体がそれを所蔵している、という解釈である。しかし、どちらが正しいのかは判然としない。判然としないすべての理由は、「写架蔵」史料が、誰が写したもので、どこにあるものなのかが明示されていないことによる。小川氏によるこの本も、前田氏の本と同様に、後に第3者が再検証を行う際に困難を与えるような不親切な記録の仕方をしていると言える。

(2022年3月23日提出。閲読者の指摘を受け微修正した最終稿を5月16日に再提出。来年度発行の本誌に掲載予定の(その7)に続く)